

八女市中古住宅取得支援補助金交付要綱

平成28年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市への転入及び定住促進による地域の活性化及び空き家の活用による住環境の保全を図るため、中古住宅の購入に係る経費の一部を予算の範囲内で補助することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 中古住宅を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所に永く住むために生活の本拠を有することをいう。
- (2) 住宅 玄関、トイレ、台所及び居室を有し、利用上の独立性を有する建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅については、事業の用に供する部分とは別に玄関、トイレ、台所、居室等を有するもの）をいう。
- (3) 中古住宅 自己の居住の用に供するため、市内に購入した住宅（人の居住の用に供したことがあるものに限る。）をいう。
- (4) 取得 自己を名義人として建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了すること（贈与又は相続による場合を除く。）をいう。
- (5) 転入世帯 中古住宅の取得の日を挟んだ前後それぞれ1年間に八女市に転入し、かつ、当該転入した日の前日から起算して前3年間に八女市に住所を有したことがない者を1人以上含む世帯をいう。
- (6) 新婚世帯 戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する婚姻（再婚を含む。）の届出後5年を経過していない夫婦（少なくともそのいずれか一方が40歳未満のものに限る。）を含む世帯をいう。
- (7) 子育て世帯 子ども（出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子）を扶養している世帯をいう。
- (8) 世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定

により編成される住民基本台帳における世帯をいう。

(9) 市税等 市税、国民健康保険税及び税外徴収金をいう。

(交付対象要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中古住宅の所在地を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者であって、当該住所を定めた日から1年を経過していないもの

(2) 中古住宅の取得の日から2年を経過していない者

(3) 中古住宅が共有名義である場合は、持分が2分の1を超える者。ただし当該中古住宅の持分が2分の1を超える者がいないときは、当該中古住宅の所有権を有する者（以下「所有権者」という。）のうち、他の所有権者の同意を得て選定された代表者とする。

(4) その属する世帯を構成する者が、次のいずれにも該当すること。

ア 3年を超えて定住する意思を有していること。

イ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

ウ 市税等を滞納していないこと。

エ 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

オ 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、中古住宅の購入に要する費用（土地及び建物の合計購入費用をいう。ただし、消費税及び地方消費税を除く。）に100分の5を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯が、第5条第1項の規定により補助金の交付の申請を申請をした日において次の各号に該当する場合は、前項の規定により算出した補助金の額に、当該各号に定める額を加算するものとする。

- (1) 転入世帯 1世帯につき20万円
 - (2) 新婚世帯又は子育て世帯 1世帯につき10万円
- (補助金の交付申請)

第5条 申請者は、八女市中古住宅取得支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、書面での提出に代えて、インターネットを利用した所定のフォームへの入力及び必要な書類のアップロードによる申請(以下「インターネット申請」という。)を行うことができるものとする。

- (1) 中古住宅の購入に係る売買契約書の写し
 - (2) 中古住宅の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)の写し
 - (3) 中古住宅の購入に係る支払実績が分かる書類の写し(領収書等)
 - (4) 運転免許証、健康保険証、個人番号カード(表面に限る。)その他の公的機関が発行する申請者の身分を証する書類の写し(インターネット申請の場合に限る。)
 - (5) 戸籍謄本(新婚世帯に該当する場合のみ)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の可否を決定し、八女市中古住宅取得支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)によりその旨の通知を行うものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、八女市中古住宅取得支援補助金請求書(様式第3号)により請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、八女市中古住宅取得支援補助金返還命令書(様式第4号)により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。